

平成27年度第1回徳島県障がい者施策推進協議会 議事録

1 日 時

平成28年3月23日(水)
午後2時30分から午後4時

2 場 所

徳島県庁10階 大会議室

3 出席者

【委員】(17名)

富澤彰雄(会長), 平田順子(代理出席), 緒方静子, 米延光恵,
岡本友里香, 平田清美, 加藤和輝, 川島成太, 加藤幸代, 佐々木才子,
堀田正文, 西村三希子, 久米清美, 平光江, 清水博, 岩崎公男

【事務局】

障がい福祉課, 健康増進課, 労働雇用課, 住宅課建築指導室,
教育委員会特別支援教育課

4 会議次第

i 開会

ii 議事

- (1) 「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例」の制定について
- (2) 障害者差別解消法に基づく職員対応要領の策定について
- (3) 徳島県障がい者施策基本計画の実施計画について
- (4) 平成28年度障がい者施策関連予算の状況について
- (5) その他

iii 閉会

議事（１）について

事務局より説明

意見なし

議事（２）について

事務局より説明

意見なし

議事（３）について

事務局より説明

（３９：４６～）

会長：はい、ただいま事務局から説明がありました。それでは、委員の皆様方から御意見・ご質問・要望等をお願い致します。

委員：資料３について、概ねよろしいとは思いますが一点だけ要望申し上げます。資料の最初の部分において、条例が施行されることから、目標項目の大幅な拡充を行うことにより、一層の施策の充実を図ることとする、とあるにも関わらず、条例の理解、促進を図るための啓発、この条例を県民の皆さん、また我々障がい者に対して啓発を図っていくという部分に対する、重点主要施策の目標が記載されていないことが不十分である、と考えておりました、この点何らかの施策目標を掲げることが必要ではないかと思ひまして、この点について要望申し上げておきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

事務局：御意見ありがとうございます。障がい福祉課長の林でございます。今御意見にありましたように、条例、また法律ができて、その内容についてしっかり、県民の皆様、法律でしたら事業者の皆様等にその趣旨を知っていただくのは非常に大事なことだと考えております。取組みといたしましては、新年度予算もそうですし、今もやっているところを御紹介しますと、新聞広告でありますとか、今後、新年度に向けてはポスターとか、広報媒体でありますとか、個別のフォーラムとか、周知についてしっかりとやっていきたいと考えております。啓発についての数値目標の設定は、浸透度について効果を測るのが難しいのですが、啓発についての重要性のご指摘をいただきましたので、こういった形でお示しできるか、お時間いただきたいと思います。

委員：今回、現状１６項目から７３項目と非常に大きく増やされたということで、感想なんですけど、あっちもこっちもやらなければいけないんですけども、欲張りではないかという気がします。しかし、現状これだけやらなければいけないということでしたら、それはそれで理解できます。また、第３節の雇用・就労の実績、目標のところですが、指標の２６・２７は、２６の「民間企業の障がい者雇用率」では、今現在、既に法定雇用率２．０％を超えていますので、２９年度の目標値をもう少し上げてはどうかと思ひますし、２７の「達成企業」のところも、２６年度が全国５位で、２９年度が１０位以内と、こちらもう少し高いと思ひますので、こちらへんも修正すればどうかと御意見させていただきます。

す。以上です。

事務局：就労の部分については、労働分野ということで、労働雇用課さんからご提言いただいたものを載せております。備考欄に「新未来」とありますように、これを機に、他の計画でも既に目標とされたものについて一覧にすることによって、事業の進捗が分かりやすいようにと、今回こういう形で掲載しているところです。今の2点の指標については、「新未来創造とくしま計画」で目標を定め、進捗管理されており、「新未来創造とくしま計画」では、もっと以前の実績からの目標設定をしているものであります。中間の2項目だけとると、若干目標との乖離はありますけれども、それについては主たる計画の方で目標の見直し等ございますので、既存の部分については、こういった形でリンクしますことご了解いただけたらと。26年度と29年度を輪切りで掲載していますので、このような形になった、その点については御理解いただけたらと思います。

委員：第1節の指標3の「ヘルプマークの導入」について説明していただけますか。

事務局：説明させていただきます。表の下に注書きしておりますが、これは、東京都が2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、「心のバリアフリー」を推進しようということで、作られたマークでございます。その中で、条例を機に、いわゆる「差別解消法」施行の中での「合理的配慮」のベースとしての心のバリアフリーの運動として、分かりやすいツールという観点で、来年度予算でヘルプマークの導入について予算計上を認めていただいたので、目標に掲げさせていただいております。中身については、東京都においては、外見からは障がいがあることが分かりにくい内部障がいとか、広くは妊婦の方とか認知症の方など、外見からは配慮の必要があることが分かりにくい方へのマークとして作られておりますけれども、効果としては、逆に周りの方についても、サポートがしやすいといったような副次的な効果も考えておりますので、新しいツールを活用しながら、啓発活動を、あるいは法律、条例の目指す社会運動的なものに繋げて行ければと考えている事業でございます。

委員：マークには何かデザインとか絵があるのですか。

事務局：マークについては東京都が定めたマークとして、赤字に白抜きハートと十字のマークを付けて、ヘルプマークについてはその形を活用するという基盤がございますが、各県で広がれば運動としても効果が大きいということで、統一したマークでやっていきたいと考えております。

委員：わかりました。

会長：ヘルプマークについては、ホームページにも出てるかと思いますが、すだちサポートマークとか、徳島らしくなった方がいいんじゃないかなとも思いますが、ホームページでお確かめください。確かEテレか何かでも特集していたかと思います。

委員：第1節の指標2「ワンストップ型福祉拠点」とはどのような内容なのでしょう。全国で脚光をあびている富山型みたいなものなのでしょう。最近よく言う、共生型という意味ですか。

会長：26年度実績がなくて、目標が平成29年度に5箇所となっておりますが、イメージがあるかどうかというご質問だと思います。障がい者も高齢者も子どもさんも、というところが、結構全国にもあるので、そういったものだと思うのですが。

事務局：想定しているのは、障がいのある方でも、高齢の方でも、お子さんでも立ち寄っていただける、居場所としていただけるスペースをつくりたいということでございます。縦割りではない福祉拠点を設けたいということでございまして、今県内でも、社会福祉法人とか、意欲のある方々が取組みをされているので、積極的に紹介して広めていきたいと。あまり「こうでなければならぬ」というよりも、今申し上げたような機能を持つものを、幅広く展開していきたいということでございます。

会長：「カフェ」とありますが、整備箇所数が5箇所となっておりますので、新しく作るのではなく、多機能型というか、法人さんの施設の中で今あるものを、ということだと思います。例えば障がい者支援施設であっても、多世代、あるいは多機能ですから、高齢の方も、子どもさんも、ということで、結構今あちこちでやっているかと思います。一つが「富山方式」ですね。「この指止まれ」という。あと、私の教え子が、東広島で「人間大好き」というのをやっている。ホームページ見ていただくと、幅広くやっていますので、参考にしていただければと思います。

委員：第2節のところ、「3 社会的及び職業的自立の促進」にあたるかと思うのですが、我々視覚障がい者は、あんま針灸の仕事をして在宅でおられる方が多いです。テレビ、新聞等でご存知の方も多のですが、柔道整復師の違法な行為によりまして、あんま針灸の無資格、無免許の業者が多い訳です。そういうことによって、我々視覚障がいのあんま針灸師の生活が脅かされている訳です。徳島県でも、医療類似行為の無資格、無免許の取り締まり、柔道整復師の違法な業務の取り締まり、あるいは警察による徹底的な取り締まりなどに力を入れていただきたいです。私のところにも、事例の問合せが色々ありますので、その点を一つお願いしたいと思います。

事務局：資格についてのことについてですので、担当課である医療政策課にお伝えしたいと思います。

事務局：違法行為の取り締まりになるので、警察の対応にもなるので、機会がありましたら、視覚障がい者の方からの切実な御意見として、県警にもお伝えしたいと思います。

委員：ハローワークにおいては、あんま針マッサージの求人について取り扱っております

ので、今後そういったことのないように、対応したいと思います。

会長：私の方からは、第7節のユニバーサルな生活環境の指標67「ユニバーサルデザイン歩行者用押しボタン箱」で、注20のところに説明ございますが、実績150個ということですが、私見たことがないもので。目標が29年度に2倍の300個となっております。徳島駅前にあるんですかねこれは？150もあれば駅前にあって当然と思うのですが。具体的にあるのかどうか。HP等に出ているのであれば、見に行きたいなと思いますが。徳島では「盲人用信号機」というのも徳島でも見かけるようになりましたが、大阪の森ノ宮駅前でも見ましたが「盲人」とはなっていない。「視覚障がい者用信号」となっている。徳島では、盲、聾とは言わず、視覚障がい支援、聴覚障がい支援となっております。言葉だけではもちろんないのですが、一般の方々が見て、盲人というより、視覚障がいという方が分かりやすいのではないかと思います。

委員：これも、先般障がい福祉課に聞いて知った訳で。特に東京あたりでもこれが普及しているようですが、見たことも触ったこともないので、使えるのかどうか心配しております。警察の方も、以前は触ってみてくれ、使ってくれと照会があったんですけども、最近はいきなりこういうことやられる。できれば新規に付ける機種については、当事者に照会いただいて設置するというのが望ましい。特に4月1日から「合理的配慮」というのがあるのですから、警察当局も勉強しているのか不安になります。その点、もう少しよく勉強して頂いて、こういうことについてはどうぞよろしくお願いします。

事務局：警察にもお伝えしますし、県としても今後、新規については気を付けて参ります。

会長：73項目拡充というかたちですが、これらの目標はどこが束ねるのか。

事務局：まずは事業の進行管理については、各事業課が事業を進捗していく。進捗状況については本協議会で毎年ご報告することになります。

会長：資料3につきましては、委員の皆様から意見をいただきましたので、再度取りまとめまして、来年度の当協議会にお諮りいただくとしてよろしいでしょうか。

議事（4）について（1：06：56～）

事務局より説明

会長：来年度の予算の状況について事務局より説明がございました。ただいまの説明について、委員さんから御意見ございませんか。

委員：「障がい者の集い県民大会」ですが、先日も申し上げましたが、予算は同じなんですかね。今「障がい者の集い県民大会」で何をやっているかということ、交流プラザで障がい者が集まりまして、式典をやり、作文コンクールの発表をやり、それでさよならなんで

すね。こういう、みんなが集まった機会に、啓発のために講師先生を呼び、講演していただくとか、そういう知恵がないもんかなと思う。そういったところ何かお考えは無いんですかね。もっと充実した「障がい者の集い県民大会」をやるという。この間もお尋ねしたのですが、改めてお聞きしたいと思います。

事務局：既存の部分についても、条例の制定を機に、新たな目で見直しをして工夫することが大事かと思えます。予算もありますけれども、色々な各種他の事業についてもタイミングを合わすとかのいろんなかたちでの工夫の在り方もあると思えます。御提言いただきましたので、来年度事業については、周辺事業も見直しまして、工夫できるところがないか、知恵を絞って考えてみたいと思えます。御意見ありがとうございます。

委員：条例制定の元年ですからね。そういったところでもうちょっと知恵を出していただいて。一つお願いします。

会長：「ハナミズキ・西部サテライト」とあるのは、「アイリス」のことでよろしいでしょうか。ちょっと気になって

事務局：おっしゃるとおりです。「アイリス」の方が浸透しておりますが、予算事業上の記載ですので正式名称を使っております。

会長：4月2日が「世界自閉症の日」ということで、ハナミズキとアイリスのポスター、チラシができて、そこではアイリスとなっているので、一般の方はアイリスの方がわかりやすいのではないかと思ってお聞きしました。

会長：それでは、委員の皆様方の御意見・ご要望を踏まえて、今後の障がい者施策への積極的な取組をお願いすることとしまして、議事の（１）～（４）を終えることといたします。

議事（５）について（１：１２：２６～）

プラザの設管条例の一部改正について事務局より報告

会長：このことについて、御意見ございませんでしょうか。

委員：ありがとうございます。我々会議、研修に研修室をとるのに四苦八苦していたところだったので、感謝しております。ただ、障がい者団体にはパソコンが使えないところもある。交流プラザはパソコンでの申込みとなっているんですが、電話でも優先的に障がい者が使えるような工夫もしていただけないかなと思っております。これは我々の仲間がそういうことを言うておりますので、お考えいただけたらと思えます。

事務局：今、実際の運用の部分で色々な御意見いただきましたので、御意見があったこと

と、どのような対応ができるかについて、指定管理者と相談してまいりたいと思います。

会長：「障がい者交流プラザ」ですから。障がい者の方が優先とは言わないまでも、配慮していただければと思います。USJやTDLも、障がいのある方が、申し込めば優先的に利用できるシステムがある。障がいのある人もない人も有効に活用いただければと思います。

会長：他に何か御意見等ございますでしょうか。他に御意見等ないようですので、これにて、本日の1から5の議題はすべて終了することといたします。なお、前半でお諮りいたしました議事録の公開内容については、事務局と私に一任していただいでよろしいでしょうか。

これを持ちまして、本日の会議を終了させていただきます。委員の皆様方には、貴重な御意見を、熱心にご議論いただき、ありがとうございました。